

八潮市避難行動要支援者 避難支援計画

八 潮 市

はじめに

平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年西日本豪雨や令和元年台風15号など地震や風水害等の自然災害は近年多発しております。このような災害により多くの高齢者や障害のある方が犠牲者となっており、災害時にどのように支援していくかが喫緊の課題となっています。

また、本市においても、今後30年以内にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率が70%程度と予測され、その切迫性と危険性が指摘されている東京湾北部を震源域とする首都直下地震の被害想定域とされており、こうした災害時の避難行動要支援者に対する避難支援対策の取組を一層強化していく必要があります。

そして、これら取組を推進していく上では、避難行動要支援者本人とその家族も含め「自分の身は自分で守る」という「自助」の意識を持つことに加え、地域における身近な支援者による助け合い「互助・共助」の取組と行政機関等からの「公助」の取組とを相互に連携させながら、平常時からその協力体制を構築していくことが重要となります。

このことから、この計画では、八潮市地域防災計画、八潮市地域福祉計画及び国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、避難行動要支援者に対する各種避難支援を迅速かつ安全に行うことができるよう、「自助・互助・共助・公助」の適切な役割分担のもとにその取組を示しています。

なお、災害発生時にはあらかじめ想定したとおりのことが起こるわけではありません。

あくまでこのような計画を策定しておくことで、災害時の被害を最小に抑えようという取組であり、最も大切なことは避難行動要支援者を含め、地域の皆様が自らの安全は自ら守ることです。

この計画に基づき個別計画書を策定したから災害時には必ず誰かが助けてくれる、避難所に避難させてくれるので安心してくださいという事ではありません。

普段から、地域の方と積極的に交流し、いざというときに誰かが気にかけてくれるような関係性を構築することが何より重要です。

この計画の内容について市民の皆様一人一人にご理解をいただき、町会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、地域社会を構成するあらゆる方たちからのご支援とご協力をいただきながら、地域における防災力の向上につながることを望みます。

八潮市避難行動要支援者避難支援計画目次

1 基本的な考え方	3
2 対象となる避難行動要支援者の範囲	5
3 要支援者情報の収集と共有方法	9
4 避難支援体制	11
5 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令・伝達方法	13
6 避難誘導の経路・手段及び安否確認	15
7 要支援者支援に関する防災知識の普及啓発	17
8 避難支援個別計画の策定の進め方	18

1 基本的な考え方

この計画は、八潮市地域防災計画、八潮市地域福祉計画及び国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下「取組指針」という。）に基づき、地震や風水害その他の災害が発生した場合における高齢者及び障がい者等の避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対し、避難の支援に関する必要な事項を定め、迅速かつ安全な避難の実施に資することを目的に策定しました。

また、この計画は、市全体としての避難支援のあり方やその取組方法等を示した「全体計画」と要支援者一人一人の避難支援計画を定めた「個別計画」により構成しています。

この計画において、「八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書」（第1号様式）を「個別計画」として位置づけ、避難行動要支援者リストとともに整備・活用していくとともに、今後、要支援者の状況に応じ、支援に関する内容の修正や更新を定期的に実施します。

【自助・互助・共助・公助の役割分担】

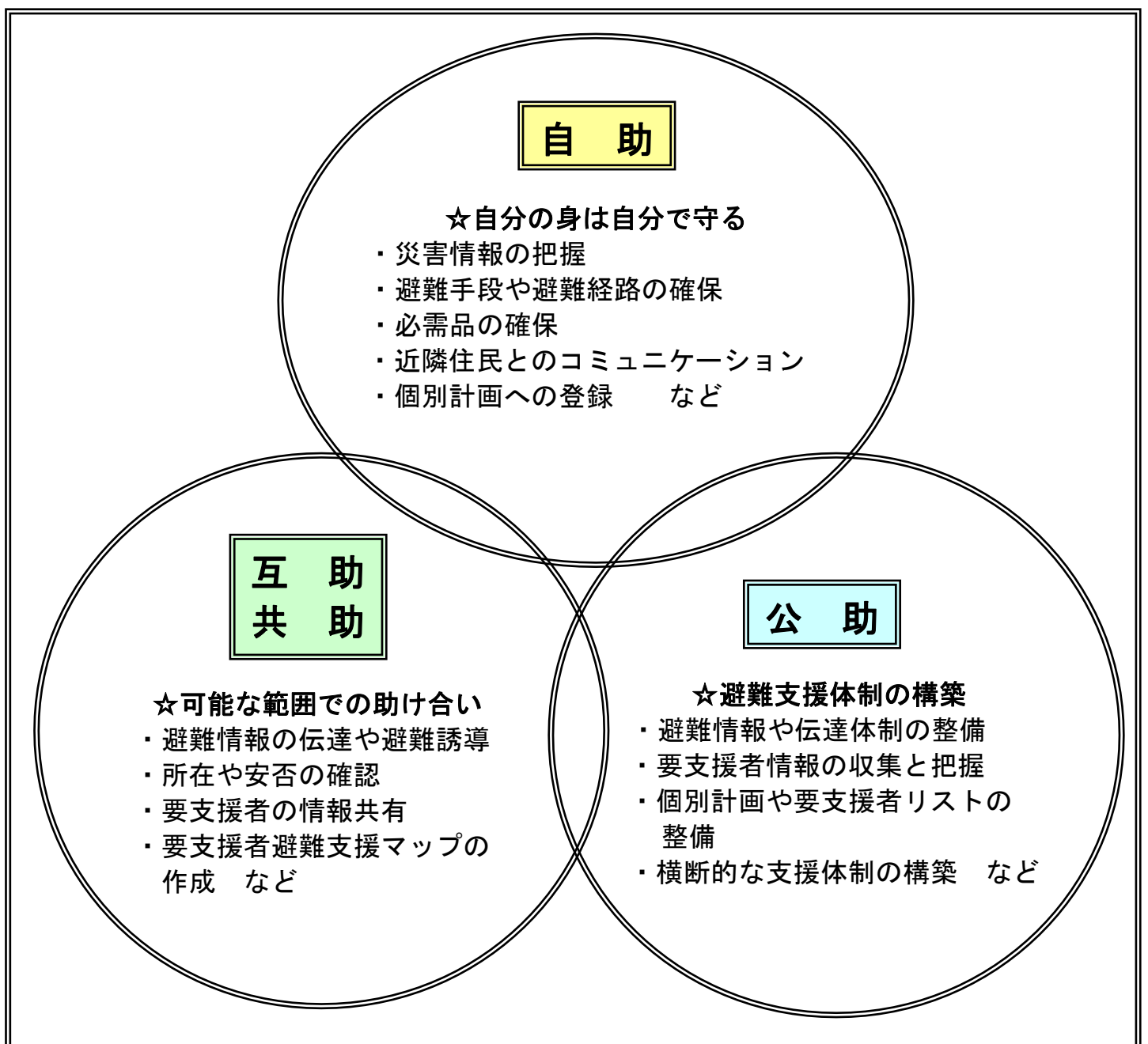
東日本大震災や熊本地震、近年頻発する豪雨や台風等の自然災害から得た教訓として、まずは、要支援者本人とその家族も含め、災害発生時の生存を大きく左右する迅速かつ冷静な避難行動がとれるよう、災害情報の把握方法や避難先、避難経路及び避難手段を事前に確保しておくこと、災害発生後のライフラインが寸断した場合を想定し必需品を確保しておくことなど、被災リスクを最小限にとどめるための事前の備えに努めていくことが必要です。そして、日ごろから近隣住民など身近な人たちとのコミュニケーションを大切にし、いざという時に助けてもらう協力関係を自らが構築していくとともに、「個別計画」への自発的な登録に努めるなど、「自分の身は自分で守る」という「自助」の意識を持つことが何よりも重要となります。

また、阪神淡路大震災では、倒壊した家屋から、近隣住民など身近な人たちによる救援・救助により、多くの尊い命が救われたと言われています。災害発生時には、救援・救助にあたる防災関係機関の人手が不足し、結果として要支援者に対する救援・援助の手が十分に行き届かない状況が想定されることから、こうした「自助」の取組に加え、近隣住民や町会・自治会、自主防災組織等をはじめとする地域の支援者の助けを借りた避難情報の伝達や避難誘導、安否確認など、個別計画の作成等を通じ、平常時から周りの要支援者に関する情報の把握・共有に努めながら、地域において支援者自身を危険にさらすことなく、可能な範囲で助け合いを行う「互助・共助」の取組が今、大きく求められています。

そして、行政機関等による「公助」の取組においては、あらゆる自然災害を想定した上で被災リスクを最小限にとどめるため、避難準備情報・避難勧告・避難指示の発表・発令やその伝達体制を整備していくとともに、個別計画や要支援者リストの整備を通じ、要支援者に関する情報を的確に把握し、関係機関及び地域の支援者との間で情報の共有を図るなど、要支援者に対する各種避難支援対策を総合的な視点から捉え、実効性のある組織及び横断的な支援体制を構築していくことが重要となります。

この計画では、要支援者に対する各種避難支援を迅速かつ安全に実施していくため、こうした「自助・互助・共助・公助」の適切な役割分担のもとに、平常時から相互に連携を図りながら、その取組を推進していくこととします。

【自助・互助・共助・公助の役割分担イメージ図】



2 対象となる避難行動要支援者の範囲

災害対策基本法において「避難行動要支援者」とは、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」をいい、国の取組指針では、特に支援を要する者の範囲について、要件の設定を求めています。

このことを踏まえ、本市では、対象となる要支援者の範囲を次に示す在宅の者とし、なかでも被災リスクの高い者として「高齢者」及び「障がい者」を本計画に位置づけ、要支援者リストとして整備します。

また、災害発生時において、日常的に家族からの支援が得られず自分の力では避難ができないその他の人たちについても「状況によって支援が必要な者」として、個々の状態や状況に応じ、支援の対象とします。

【対象となる要支援者の範囲】

【高齢者】

- ① 健康に不安を抱える65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- ② 要介護認定3以上を受けている者で災害発生時に同居家族から支援を得られない者

【障がい者】

次の①～④に該当する者のうち、自分一人で避難することが困難な者

- ① 身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの等級が1～2級の認定を受けている者
- ② 療育手帳A、Aを所持する知的障がい者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ④ 難病患者等

【状況によって支援が必要な者】

- ① 自分一人で避難することが困難な妊産婦や乳幼児、環境に不慣れな外国人その他の者

※災害発生時にはすべての方に十分な避難支援が行えるとは限らないため、一部対象となる方の見直しを行いました。

※上記高齢者及び障がい者に含まれない方であっても、状況によって支援が必要な者として要支援者リストに掲載することは可能です。

【対象となる要支援者の主な特徴と災害発生時の支援留意事項】

高齢者		
対象となる要支援者	主な特徴	災害発生時の支援留意事項
①健康に不安を抱える 65歳以上のひとり 暮らし高齢者及び高 齢者のみの世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・家の中に閉じこもり、地域とのつながりが希薄になり、孤立しがち。 ・体力の衰えや行動機能の低下により、緊急事態の察知が遅れる場合があるが、基本的には自分の力で行動できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、避難情報の伝達と避難誘導の支援が必要となる。 ・避難誘導にあたっては、要支援者の非常用の重い持出品を持ち、避難所まで行動をとるなどの支援が必要となる。
②要介護認定3以上を 受けている者で災害 発生時に同居家族か ら支援を得られない 者	<ul style="list-style-type: none"> ・食事や排泄、衣服の着脱、入浴など、日常生活を送る上で多くの介助を必要とする。 ・自分の力では行動できず、自らの意思を伝えることも困難となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、要支援者の心身の状態に配慮した安全な避難支援が必要となる。 ・避難支援にあたっては、車イスやストレッチャー等の補助器具による支援が必要となる。

障がい者		
対象となる要支援者	主な特徴	災害発生時の支援留意事項
①身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの等級が1～2級の認定を受けている者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に障がいがあり、その障がいの部位や程度によって、日常生活を送る上での支援の方法や内容が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの部位や程度によって個人差があるため、災害発生時には、要支援者から介助方法等を確認した上での避難支援が必要となる。
②療育手帳①、Aを所持する知的障がい者 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者	<ul style="list-style-type: none"> ・抱えている障がいが見えにくいことがある。 ・対人関係やコミュニケーションを築くことが苦手なことがある。 ・ストレスに弱く、感情のコントロールが苦手なことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、要支援者の状況等を把握した上での避難支援が必要となる。 ・避難支援にあたっては、優しい言葉づかいと落ち着いた態度で接するとともに、一つずつ丁寧に伝えるよう心がけることが必要となる。 ・また、避難誘導の際には、行き先を伝え、周囲の状況を確認しながら避難所まで行動をとるなどの支援が必要となる。
④難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の抱えている疾患などによって、日常生活を送る上での支援の方法や内容が異なる。 ・難病患者等に応じた支援が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、要支援者の症状等を把握した上での避難支援が必要となる。 ・避難支援にあたっては、常時使用する医療機器等の持ち運びにも注意を払うとともに、避難所においては、ケアできるスペースを確保していくなどの支援が必要となる。

状況によって支援が必要な者の例

対象となる要支援者	主な特徴	災害発生時の支援留意事項
①妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には自分の力で行動できるが、迅速に避難することが困難となる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、要支援者の精神的な動揺により、状態が急変することも想定されることから、避難支援にあたっては、車イス等による支援が必要となる。
②乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で判断・行動する能力がなく、常時保護者からの支援が必要となる。 ・急激な環境の変化による心身の疲労やストレスなどの影響を受けやすい。 ・危険な場所への接近など、突発的に予想外の行動をとることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の際には、保護者との意思疎通を図り、周囲の状況を確認しながら避難所まで行動をとるなどの支援が必要となる。
③環境に不慣れな外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語の理解が十分でない人も多く、災害発生時には、避難情報の収集などで困難をきたす場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、日本語で情報を受けたりすることが十分でないため、事前に母国語での情報提供ができるよう整備していくことが必要となる。
④その他の者	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の自分一人で避難することが困難な者 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、要支援者の状態等を把握した上での避難支援が必要となる。

3 要支援者情報の収集と共有方法

災害発生時において、要支援者に対する各種避難支援を迅速かつ安全に実施していくためには、個別計画の策定や避難行動要支援者リストのとりまとめなどを通じ、平常時から要支援者に関する情報を的確に把握し、関係機関及び地域の支援者との間でこれら情報の共有を図り、いざという時に活用できるよう整備していくことが重要となります。

このことを踏まえ、本市では次に示す方法により取組を推進していくこととします。

【要支援者情報の収集方法】

避難行動要支援者リストについては、災害対策基本法第49条の10第1項の規定に基づく避難行動要支援者名簿として作成するため、災害対策法第49条の10第3項に基づき、市が保有する情報を活用して策定します。

また、この他、災害時に自ら支援を希望する方を把握するため、避難支援関係者間での情報の共有に同意したうえで、自ら支援を希望する方も避難行動要支援者リストに掲載することとします。

なお、災害発生時又は発生する恐れがある場合において、要支援者の生命や身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、要支援者本人とその家族の同意を得ることなく救援・救助にあたる者に対して、その情報を提供できるものとします。

【要支援者情報の共有方法】

個別計画の策定や避難行動要支援者リストのとりまとめなど、要支援者情報の収集に係る事務の取扱については、本市の福祉担当部局が担当となり、その管理の一元化を図るとともに、個別計画や避難行動要支援者リストなどの活用にあたっては、次に示す地域の支援者及び関係機関との間で共有を図ることとします。

なお、本市の関係機関では、時期を定めて要支援者情報の更新を行うとともに、支援に関する内容の修正や追加等があった場合には随時その対応にあたり、常に情報を適正に保つものとします。

また、要支援者情報の共有にあたっては、個別計画や避難行動要支援者リストなどの活用の際し「八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画及び避難行動要支援者リストに係る秘密の保持に関する誓約書」(第6号様式)及び「災害時避難行動要支援者避難支援個別計画書受領書」(第7号様式)を市に提出いただくとともに、八潮市個人情報保護条例の規定を遵守し、提供のあった要支援者の情報については、他者への漏洩や私的流用がないよう、保管状態も含めその取組の徹底を図るものとします。

情報共有の範囲

1 関係機関（個別計画＋要支援者リストの共有）

- ① 市の各関係部局
 - ・ 防災担当部局
 - ・ 福祉担当部局
 - ・ 保健担当部局
- ② 八潮消防署
- ③ 八潮市社会福祉協議会
- ④ 八潮市地域包括支援センター
- ⑤ 草加警察署

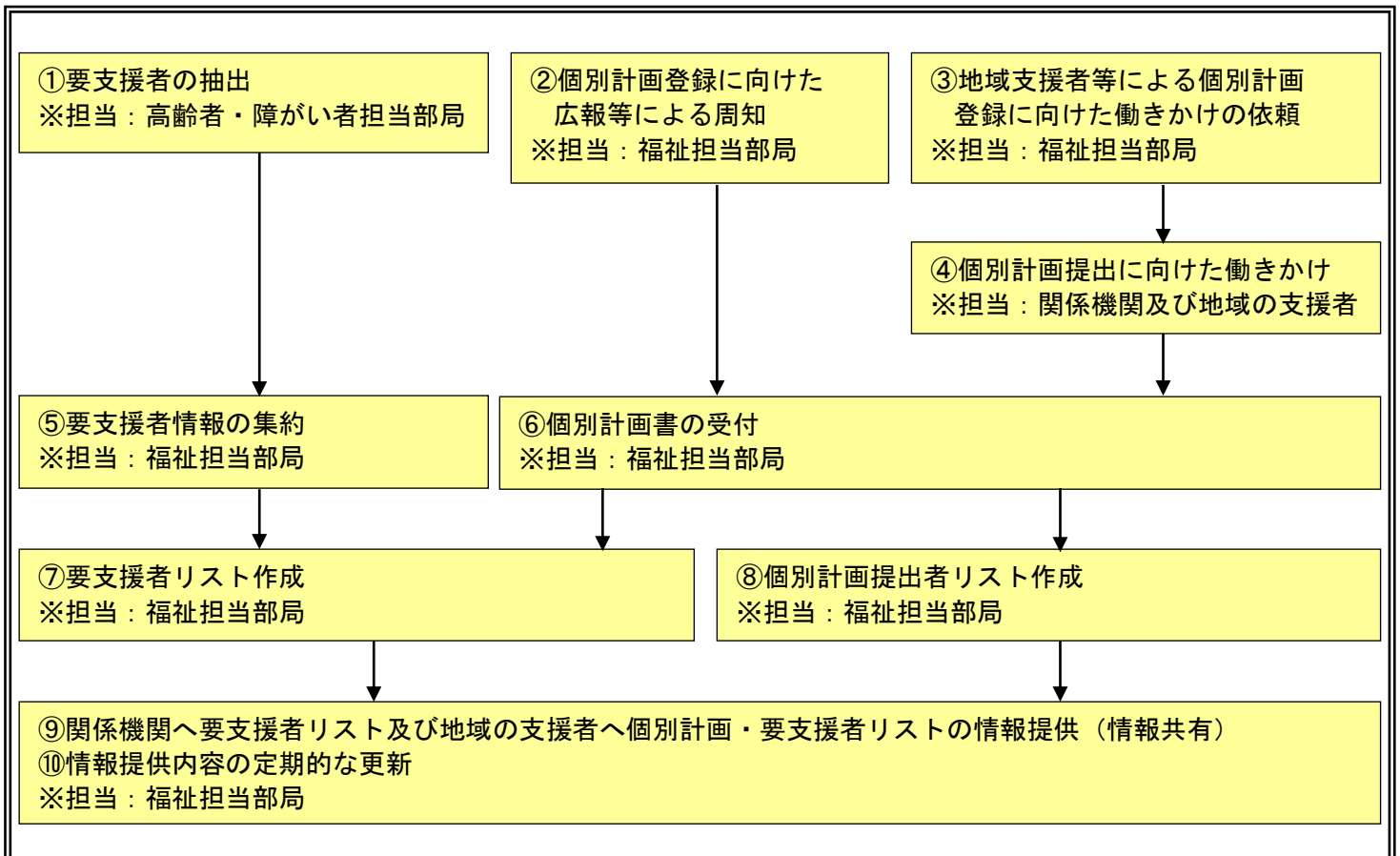
※避難行動要支援者リストは、既に市の各関係部局で把握・保有している情報や個別計画からの情報を含め、対象となる要支援者の範囲の全リストがまとめられていることから、市の各関係部局をはじめ、市の地域福祉活動の中心的な役割を担う上記の関係機関との間で個別計画を含めた情報の共有を図ることとします。

2 地域の支援者（個別計画の共有）

- ① 居住する地域の町会・自治会
- ② 居住する地域の自主防災組織
- ③ 居住する地域の民生委員・児童委員
- ④ 個別計画に記載されている支援者
※要支援者が事前に指定した者

※災害発生時においては、要支援者に対し、より身近な地域の支援者がいち早く駆けつけ、各種避難支援を迅速かつ安全に実施していく必要があることから、上記の要支援者が居住する地域の支援者との間で個別計画の情報の共有を図ることとします。

【要支援者情報の収集と共有の事務の流れ】



4 避難支援体制

災害発生時において、要支援者に対する各種避難支援を迅速かつ安全に実施していくためには、先に示した要支援者情報の収集と共有の取組とともに、この計画の取組の基本的な考え方となる「自助・互助・共助・公助」の適切な役割分担を踏まえ、関係機関及び地域の支援者が果たす避難支援の役割を明確にし、共通認識を図りながら、実効性のある組織横断的な避難支援体制を構築していくことが重要となります。

このことを踏まえ、本市では、次に示す避難支援体制（関係機関・地域の支援者の役割分担）により、取組を推進していくこととします。

1 関係機関	平常時	災害発生時
①市の各関係部局 ・ 防災担当部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の活動支援 ・ 避難情報の伝達体制の整備 ・ 個別計画・要支援者リストの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備情報・避難勧告・避難指示等の発令・伝達
・ 福祉担当部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別計画・要支援者リストのとりまとめと共有 ・ 関係機関及び地域の支援者との関係づくり並びに連携体制の強化 ・ 避難支援に係る取組の広報等周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関及び地域の支援者（町会・自治会）への避難情報の伝達並びに連絡調整 ・ 要支援者の避難状況及び安否情報の集約 ・ 要支援者ニーズへの対応
・ 保健担当部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会・医療機関・保健所等との連携体制の強化 ・ 個別計画・要支援者リストの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会・医療機関・保健所等との要支援者に対する必要な対策への対応 ・ 要支援者の健康管理や心のケア等への対応
・ 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難支援に係る知識の普及・啓発 ・ 個別計画・要支援者リストの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者の救援・救助
②八潮市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関及び地域の支援者との関係づくり並びに連携体制の強化 ・ 個別計画登録への働きかけ及び避難支援に係る取組の周知 ・ 個別計画・要支援者リストの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者の避難状況及び安否情報の集約に対する支援 ・ 要支援者支援を行うボランティアの受入及びそのコーディネート ・ 要支援者ニーズの把握
③八潮市地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関及び地域の支援者との関係づくり並びに連携体制の強化 ・ 個別計画登録への働きかけ及び避難支援に係る取組の周知 ・ 個別計画・要支援者リストの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者の避難状況及び安否情報の集約に対する支援 ・ 要支援者の各種相談への対応 ・ 継続的な福祉サービスの提供に向けた関係機関との調整
④草加警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携体制の整備 ・ 個別計画・要支援者リストの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者の救援・救助

2 地域の支援者	平常時	災害発生時
①居住する地域の 町会・自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者及び他の地域の支援者との関係づくり並びに関係機関との連携 ・ 個別計画登録への働きかけ及び避難支援に係る取組の周知 ・ 個別計画の共有 ・ 避難訓練等を通じた避難手段及び避難経路の確保・確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関を通じた要支援者及び他の地域の支援者（民生委員・児童委員/自主防災組織）への避難情報等の伝達並びに連絡調整 ・ 他の地域の支援者と協力した避難誘導及び避難支援 ・ 要支援者の避難状況及び安否情報の集約に対する支援と福祉担当部局への報告
②居住する地域の 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者及び他の地域の支援者との関係づくり並びに関係機関との連携 ・ 個別計画登録への働きかけ及び避難支援に係る取組の周知 ・ 個別計画の共有 ・ 避難訓練等を通じた避難手段及び避難経路の確保・確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町会・自治会を通じた要支援者への避難情報の伝達支援 ・ 他の地域の支援者と協力した避難誘導及び避難支援 ・ 要支援者の避難状況及び安否情報の集約に対する支援
③居住する地域の 民生委員・児童 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者及び他の地域の支援者との関係づくり並びに関係機関との連携 ・ 個別計画登録への働きかけ及び避難支援に係る取組の周知 ・ 個別計画の共有 ・ 要支援者の見守り活動の実施 ・ 避難手段及び避難経路の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町会・自治会を通じた要支援者への避難情報の伝達支援 ・ 他の地域の支援者と協力した避難誘導及び避難支援 ・ 要支援者の避難状況及び安否情報の集約に対する支援 ・ 要支援者ニーズに対する各種支援
④個別計画に記載 されている支援 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者及び地域の支援者との関係づくり並びに関係機関との連携 ・ 要支援者の状況把握 ・ 避難手段及び避難経路の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の地域の支援者と協力した避難誘導及び避難支援 ・ 要支援者の避難状況及び安否情報の福祉担当部局への報告

5 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令・伝達方法

地震や風水害その他の災害が発生した場合又は事前に災害の発生が予測される際には、その状況に応じ、避難準備情報・避難勧告・避難指示を発表・発令し、要支援者及び地域の支援者が迅速かつ安全な避難行動がとれるよう、平常時から万全を期した情報伝達の体制づくりを推進していくことが重要となります。

このことを踏まえ、本市では、先に示した避難支援体制（関係機関・地域の支援者の役割分担）に基づき、これら避難情報が要支援者及び地域の支援者に迅速かつ確実に伝わるよう、次に示す伝達方法により、取組を推進していくこととします。

【警戒レベルと避難情報等】

警戒レベル (国・都道府県)	避難情報等	避難行動等
警戒レベル 1	早期注意情報 (気象庁)	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁)	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 3	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村)	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。
警戒レベル 4	避難勧告 避難指示（緊急） (市町村)	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。
警戒レベル 5	災害発生情報 (市町村)	すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。

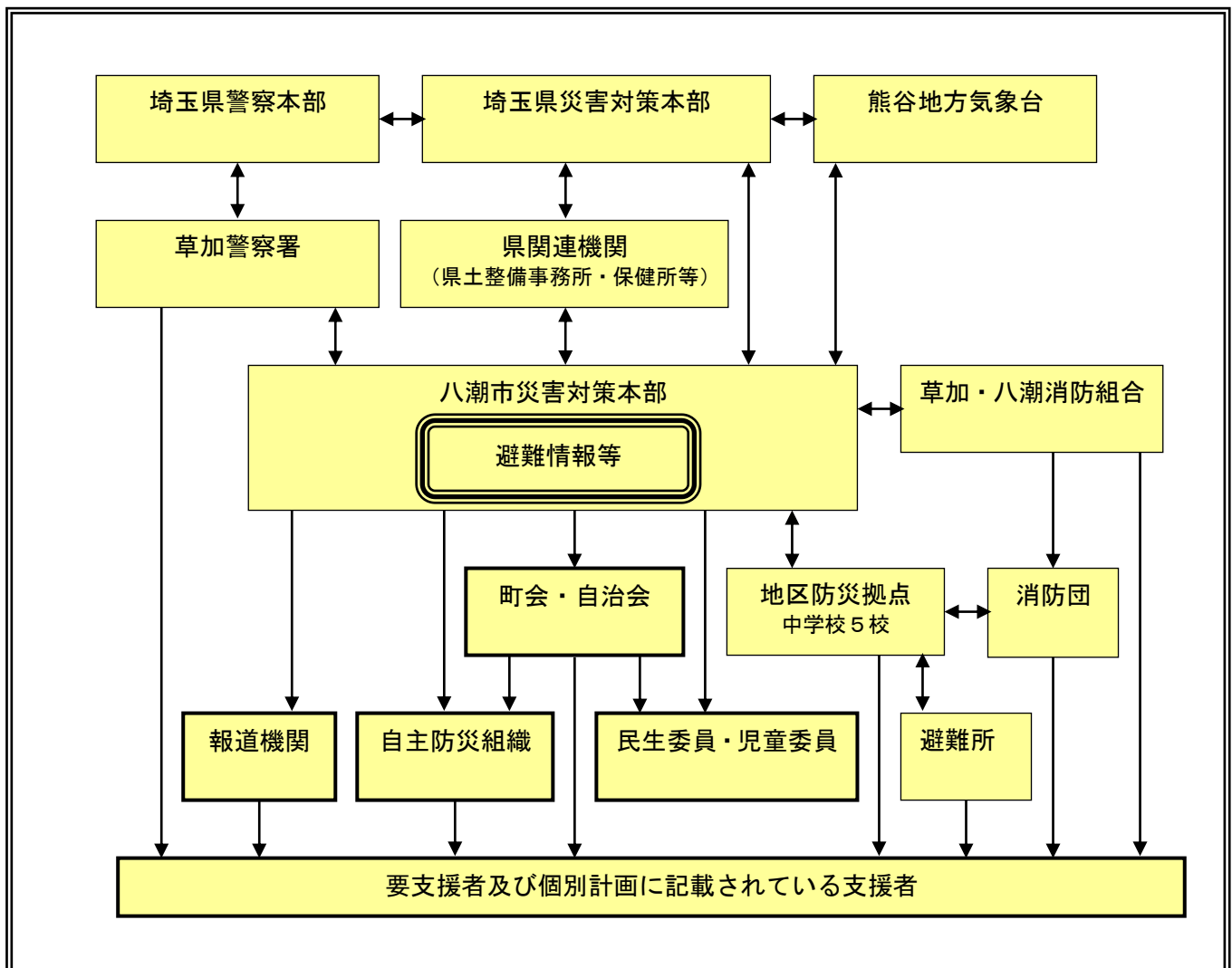
参考：避難勧告等に関するガイドラインの改定～警戒レベルの運用等について～
平成31年3月 内閣府（防災担当）

【避難情報の伝達方法】

本市では、避難情報等を発表・発令した際には、行政防災無線、テレビやラジオ等の報道機関、市ホームページ、携帯電話等へのメール配信など、あらゆる媒体を通じてその情報を発信します。

そして、これら避難情報等が要支援者及び地域の支援者に迅速かつ確実に伝わるよう、避難情報等を発表・発令した際には、上記の情報伝達的手段に加え、居住する地域の町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員を通じて、要支援者に対し、避難情報を直接伝達することとします。なお、居住する地域の町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員はともに連携・協力を図りながら、適切な役割分担のもとに、避難情報を確実に伝達する体制を整備していくものとします。

【避難情報の伝達イメージ】



6 避難誘導の経路・手段及び安否確認

災害発生時や避難準備情報・避難勧告・避難指示を発表・発令した直後においては、救援・救助にあたる防災関係機関の人手が一時的に不足し、結果として要支援者に対する救援・援助の手が十分に行き届かない状況が想定されます。このため、要支援者に対し、一刻も早い救援・救助の手が行き届くよう、居住する地域の支援者の助けを借りた避難誘導や安否確認など、地域からの支援と協力による避難支援活動の取組が何よりも重要となります。

このことを踏まえ、本市では、先に示した避難支援体制（関係機関・地域の支援者の役割分担）に基づき、居住する地域の支援者の助けを借りた避難支援活動として、次に示す避難誘導の経路・手段・安否確認に努め、取組を推進していくこととします。

【避難誘導の経路・手段】

避難経路については、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水・浸水が予測される危険な箇所を避け、要支援者の避難形態も考慮した上で経路を選定し、要支援者及び支援者自身も実際に歩くなどして、平常時から経路の確認に努めていくものとします。

また、避難誘導については、個別計画に記載されている支援者を中心に、町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員と連携・協力を図りながら、先に示した「対象となる要支援者の主な特徴と災害発生時の支援留意事項」を参考に、個別計画に記載されている避難支援方法に基づき、対応にあたることとします。

なお、避難誘導にあたっては、平常時から上記の支援者との間で役割分担を明確にし、その共有を図るとともに、要支援者の安全が確保できない場合には、無理な避難活動は控え、本市の防災担当部局に状況を連絡して救援・救助の応援要請を行うなど、要支援者及び支援者自身の安全にも配慮し、対応にあたることとします。

【安否確認】

安否確認については、避難情報の伝達や避難誘導を行う際に一時的に確認できる状況にありますが、確実を期すため、地域の支援者を代表して「居住する地域の町会・自治会」を中心に、個別計画に記載されている所在情報に基づき、地域の避難所に避難した要支援者の把握を行うとともに、把握した安否情報を集約し、本市の「福祉担当部局」に報告を行うこととします。

なお、安否の確認がとれない要支援者については、本市の「防災担当部局」から「消防本部」「警察」等に安否確認の要請を行うとともに、要支援者の救援・救助にあたるものとします。

また、安否確認を行う際には、次に示す事項に留意しながら、確認漏れがないよう対応にあたることとします。

【安否確認の際の留意事項】

(チェック項目)

- 要支援者と家族が無事であるか。
※ケガなどをしている場合は、可能な範囲で応急手当を行うとともに、必要に応じて救急通報を行う。
- 家族や個別計画に記載されている支援者に連絡しているか。
- 二次災害の防止のため、火の始末やガスの元栓を閉めているか。
- 電気のブレーカーを落としているか。
※停電が復旧した際に漏電や通電火災が発生することに留意する。
- 薬や補助器具など、必需品の持ち出しを準備しているか。
- 玄関などのわかりやすい場所に張る「安否確認済カード」の準備をしているか。
※無事であることや避難場所・連絡先を書いた「安否確認済カード」を玄関などのわかりやすい場所に張っておくと、支援者が来た際の安否確認がスムーズになる。

〈安否確認済カード〉

安否確認済カード			
確認年月日：	年	月	日
確認時間：	時	分	
状況：			
避難場所：			
連絡先：			

※支援者の手により安否確認ができた場合に玄関先などのわかりやすい場所に提示する。

〈安否確認チェック表：支援者用〉

氏名		性別	
町会・自治会名		年齢	
負傷の有無	無 有（ ）		
健康状態			
必需品情報			
身内への連絡	連絡未 連絡済：連絡先（氏名： 電話番号： ）		
避難時の確認	<input type="checkbox"/> 戸締り <input type="checkbox"/> 火の始末 <input type="checkbox"/> ガスの元栓 <input type="checkbox"/> 電気のブレーカー		
連絡先	避難所（名称： ） その他（名称： ）		
確認者			
確認時間	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分		

7 要支援者支援に関する防災知識の普及啓発

この計画に示されている要支援者に対する各種避難支援を着実に実施していくためには、要支援者本人とその家族も含め、平常時から市民の皆様一人一人の防災意識の高揚を図ることが重要となります。

このことを踏まえ、本市では、この計画の着実な実施に向けて、市ホームページや広報紙、地域住民が集まる場などを通じ、計画内容の周知を図るとともに、防災意識の高揚を図る取組として、次に示す要支援者支援に関する防災知識の普及啓発を推進していくこととします。

【要支援者避難訓練の実施】

あらゆる機会を捉えて、この計画に示されている要支援者に対する各種避難支援を着実に実施していくための訓練に取り組んでいくこととします。

なお、訓練には、関係機関及び地域の支援者が連携・協力を図りながら、地域住民・要支援者本人とその家族にも積極的な参加を促し、個別計画の情報の共有や避難情報等の伝達の確認、避難誘導の経路・手段の検証などを行い、地域全体の防災意識の高揚を図ることとします。

また、居住する「地域の町会・自治会」「自主防災組織」等においても、居住する他の地域の支援者や要支援者ととともにこれら訓練に自主的に取り組むなど、地域単位での訓練にも取り組むよう努めていくものとしていきます。

8 避難支援個別計画の策定の進め方

災害発生時において、要支援者に対する各種避難支援を迅速かつ安全に実施していくためには、要支援者一人一人について、具体的に誰が支援をして、どこの避難所に誘導させるかなど、平常時から明確にしていくことが重要となります。

このことを踏まえて、本市では、要支援者本人とその家族も含め、要支援者一人一人に対応する地域の支援者など、支援に関する必要事項を示した個別計画の策定を推進していくこととします。

なお、策定にあたっては、先に示した基本的な考え方に従い、「八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書」（第1号様式）を「個別計画」として位置づけ、整備・活用していきます。「避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書」（第1号様式）の内容について、提出者本人が自らの情報を常に最新に保つとともに、施設入所や転出、家族構成などの変化による状況の変化等を把握するため、登録の有効期間は最大で3年とし、登録の延長を希望する場合は再度提出することとします。

また、登録の有効期限内に、支援に関する内容の修正や追加等があった場合には、「八潮市避難行動要支援者登録（変更・廃止）届出書」（第2号様式）を提出するなど、随時その対応にあたり、常に情報を適正に保つものとしてします。

本市が「八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書」（第1号様式）及び「八潮市避難行動要支援者登録（変更・廃止）届出書」（第2号様式）を受理した際には、その情報を「個別計画」に登録及び更新が完了した旨を、「八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書受理通知書」（第4号様式）、「八潮市避難行動要支援者登録（変更・廃止）届出書受理通知書」（第5号様式）を返送し、申請者と本市で登録情報の確認をしてまいります。

これにより、一度個別計画書を提出したから今後災害があってもすべて安心という事ではなく、自ら定期的に内容を見直し、必要な備え続けることが大切であると意識していただきたいと考えています。

【第1号様式】

八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書

申請日： 年 月 日

八潮市長 宛て

私は、八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書を提出します。

※代理記載の場合のみ記入	氏名		連絡先
	要支援者との関係		
ふりがな 氏名		性別 (該当に■)	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
住所	(在宅者が対象となります) 八潮市		
連絡先	電話： メール・FAX：		
同意事項 (該当に■)	①本申請書に記載された個人情報が発災時の避難支援等のために、関係機関及び地域の支援者に平常時から提供されることに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません ※「 <input type="checkbox"/> 同意しません」に該当する場合、個別計画書兼登録申請書の提出となりません。		
同居家族の有無 (該当に■)	<input type="checkbox"/> ①一人暮らし <input type="checkbox"/> ②同居家族あり (人家族) ↳ (<input type="checkbox"/> 配偶者 ・ <input type="checkbox"/> 親 ・ <input type="checkbox"/> 子 ・ <input type="checkbox"/> その他)	【写真添付】 ①6か月以内に撮影 ②上半身 ③正面向 ④脱帽	
生年月日 (該当に■)	<input type="checkbox"/> 明・ <input type="checkbox"/> 大・ <input type="checkbox"/> 昭・ <input type="checkbox"/> 平・ <input type="checkbox"/> 令 年 月 日 (歳)		
町会・自治会	町会・自治会 (避難所)		
区分 (該当に■)	<input type="checkbox"/> ①健康に不安を抱える65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> ②要介護認定3以上の方で災害発生時に同居家族から支援を得られない方 <input type="checkbox"/> ③身体障害者手帳を有する者のうち、障がいの等級が1～2級の認定を受けている方〔どのような障がいか： 〕 <input type="checkbox"/> ④療育手帳A、Aを所持する知的障がい者 <input type="checkbox"/> ⑤精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者 <input type="checkbox"/> ⑥難病患者 <input type="checkbox"/> ⑦妊産婦 <input type="checkbox"/> ⑧乳幼児 <input type="checkbox"/> ⑨外国人 <input type="checkbox"/> ⑩その他の者〔 〕		

※裏面も記入してください。

※個別計画書兼登録申請書を提出することで、災害時の避難支援や安否確認が保証されるものではありませんので、可能な範囲で自助による備えをお願いします。

※登録情報の有効期限は最大で3年間であり、延長する場合には再度提出が必要です。

市の記入欄	登録番号	
-------	------	--

この個別計画書兼登録申請書は 年 月 日まで有効です。

情報伝達及び 避難誘導での 留意事項 (該当に■)	<input type="checkbox"/> 立つことができない <input type="checkbox"/> 歩行ができない <input type="checkbox"/> 足が不自由である <input type="checkbox"/> 介助者が必要 <input type="checkbox"/> 車椅子が必要 <input type="checkbox"/> 手すりが必要 <input type="checkbox"/> 杖が必要 <input type="checkbox"/> その他〔例:ゆっくり誘導する〕
	<input type="checkbox"/> 音が聞こえない <input type="checkbox"/> 音が聞き取りにくい <input type="checkbox"/> 電話での対応が難しい <input type="checkbox"/> 筆談が必要 <input type="checkbox"/> 手話が必要 <input type="checkbox"/> その他〔例:体にふれて注意を促す〕
	<input type="checkbox"/> 物が見えない <input type="checkbox"/> 物が見えにくい <input type="checkbox"/> 音声による支援が必要 <input type="checkbox"/> その他〔例:ゆっくり話す〕
	<input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない (※どのような対応が必要かご記入ください。) 対応方法〔 〕
	<input type="checkbox"/> その他(どのような対応が必要かご記入ください。) 対応方法〔 〕
治療中の病気	例:糖尿病、白内障
服用中の薬	例:インスリン(糖尿病のため)
必需品 (該当に■)	<input type="checkbox"/> めがね <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 薬〔 〕
特記事項	その他支援する際の留意事項、持病による継続治療の内容、アレルギー 例:〇〇病院にて人工透析週3回 例:同居家族はいるが、日中は一人でいることが多い。
避難所での 留意事項	例:食事の介助を要する。
健康上での 留意事項	例:〇〇の病気のため、〇〇という薬を服用している。

※「支援者連絡先」に記載する支援者の方の同意を必ず得て記入してください。

緊急時の家族 等の連絡先	ふりがな 氏名	① (続柄)	電話番号	
			住所	
	② (続柄)	電話番号		
		住所		
支援者の連絡 先	ふりがな 氏名	① (関係)	電話番号	
			住所	
	ふりがな 氏名	② (関係)	電話番号	
			住所	

【第2号様式】

八潮市避難行動要支援者登録（変更・廃止）届出書

届出日： 年 月 日

八潮市長 宛て

私は、八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書について、次のとおり（変更・廃止）がありましたので届け出ます。

※代理記載の場合のみ記入	氏 名		連 絡 先
	要支援者との関係		
ふりがな 氏 名		性 別 (該当に■)	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
住 所	八潮市		
連 絡 先	電話： メール・FAX：		
生年月日 (該当に■)	<input type="checkbox"/> 明・ <input type="checkbox"/> 大・ <input type="checkbox"/> 昭・ <input type="checkbox"/> 平・ <input type="checkbox"/> 令 年 月 日 (歳)		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
廃 止 事 項 (理由)			

※登録情報の有効期限は、八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書（第1号様式）提出時のものです。

市の記入欄	登録番号	
-------	------	--

この個別計画書兼登録申請書は 年 月 日まで有効です。

【第3号様式】

八潮市避難行動要支援者リスト

年 月 日現在

No.	個別計画 登録番号	氏名	フリ ガナ	性別	生年月日	年齢	区分	住所	連絡先	同居 家族の 有無	避難 所名	町会・自治会 (民生委員 担当区域)	支援者等連絡先				安否 確認
													※1 -①	※1 -②	※2 -①	※2 -②	
																	未・済
																	未・済
																	未・済
																	未・済
																	未・済
																	未・済
																	未・済
																	未・済
																	未・済
																	未・済

八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画兼登録申請書
受理通知書

様

八潮市長

年 月 日付けで申請された「八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書」（第1号様式）を、本市が受理し、「個別計画」として登録したことを通知します。

ご提出いただいた「八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書」（第1号様式）の有効期限は、年 月 日となります。延長する場合には有効期限が切れる前に再度「八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書」（第1号様式）をご提出ください。

また登録の有効期限内に支援に関する内容の修正や追加等があった場合には、「八潮市避難行動要支援者登録（変更・廃止）届出書」（第2号様式）をご提出ください。

「八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書」（第1号様式）を提出することで、災害時に必ず助けや避難支援が保証されるものではありません。日ごろから、以下の事例を参考に「自分の身は自分で守る」という「自助」について、ご注意ください。

- ▼日頃から地域の方と、どのような支援が必要か話し合ってください。
- ▼防災訓練などに積極的に参加し、避難経路や危険箇所、避難所などを確認してください。
- ▼日常生活で必要となる物をすぐに持ち出せるように準備してください。
- ▼町会・自治会に加入していない方は、積極的に加入してください。

八潮市避難行動要支援者登録（変更・廃止）届出書
受理通知書

様

八潮市長

年 月 日付けで申請された「八潮市避難行動要支援者登録（変更・廃止）届出書」（第2号様式）を、本市が受理し、登録内容の変更について「個別計画」に登録したことを通知します。

ご提出いただいた「八潮市避難行動要支援者登録（変更・廃止）届出書」（第2号様式）の有効期限は、年 月 日にご提出いただいた「八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書」（第1号様式）の有効期限と同様、年 月 日となります。延長する場合には有効期限が切れる前に再度「八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書」（第1号様式）をご提出ください。

「八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画書兼登録申請書」（第1号様式）を提出することで、災害時に必ず助けや避難支援が保証されるものではありません。日ごろから、以下の事例を参考に「自分の身は自分で守る」という「自助」について、ご注意ください。

- ▼日頃から地域の方と、どのような支援が必要か話し合ってください。
- ▼防災訓練などに積極的に参加し、避難経路や危険箇所、避難所などを確認してください。
- ▼日常生活で必要となる物をすぐに持ち出せるように準備してください。
- ▼町会・自治会に加入していない方は、積極的に加入してください。

【第6号様式】

年 月 日

八潮市避難行動要支援者避難支援個別計画及び避難行動要支援者リスト
に係る秘密保持に関する誓約書

八潮市長 宛て

八潮市避難行動要支援者避難支援計画に基づく、避難支援個別計画及び避難行動要支援者リストの作成・共有に関し、八潮市個人情報保護条例（平成17年3月28日条例第4号）の趣旨を尊重して関係規定を遵守するとともに、提供のあった情報については他への漏洩及び私的利用はしないことを堅く誓います。

記

ふりがな		役職名	
氏名	⑩		
支援者区分	1 関係機関 八潮消防署 八潮市社会福祉協議会 八潮市地域包括支援センター（東部・西部・南部・北部） 草加警察署		
住所	〒 埼玉県八潮市		
電話番号			

【第7号様式】

避難行動要支援者避難支援個別計画書受領書

市控

避難行動要支援者避難支援個別計画書（〇〇年度版）を確かに受領しました。
なお、この避難行動要支援者避難支援個別計画書に関する情報の取扱いに当たっては、
災害時における要支援者の避難及び救援対策に関する事業以外には一切使用しません。
また、今後追加修正等がありましても同様の取り扱いをします。
（前年度以前の個別計画書については返却します。）

年 月 日

（あて先）八潮市長

【受領者】

受付印

団 体 名

役職・氏名

印

=====切り取り線=====

避難行動要支援者避難支援個別計画書受領書

受領者控

避難行動要支援者避難支援個別計画書（〇〇年度版）を確かに受領しました。
なお、この避難行動要支援者避難支援個別計画書に関する情報の取扱いに当たっては、
災害時における要支援者の避難及び救援対策に関する事業以外には一切使用しません。ま
た、今後追加修正等がありましても同様の取り扱いをします。
（前年度以前の個別計画書については返却します。）

【受領者】

受付印

団 体 名

役職・氏名

印



八潮市避難行動要支援者避難支援計画

平成25年4月 策定

平成28年1月 改訂

令和元年8月 改訂

令和2年8月 改訂

発行 八潮市

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

電話048-996-2111（代表）

FAX048-995-7367

編集 八潮市健康福祉部